

久喜市議会
令和3年9月定例会
議員提出議案

議 案 目 録

意見第 9 号	再生可能エネルギー主力電源化の実現を求める意見書	1
意見第 10 号	幼稚園・保育園の保育士等の処遇改善等を求める意見書	3
意見第 11 号	生活保護制度に夏季加算新設を求める意見書	5
意見第 12 号	「重症者以外は原則自宅療養」とする政府の新方針を撤回するよう求める意見書	6
意見第 13 号	安易な「病床削減」「医療従事者長時間労働」ではなく地域・医療職場の自主性を求める意見書	8
意見第 14 号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書	10

意見第9号

再生可能エネルギー主力電源化の実現を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2021年9月14日

提出者 久喜市議会議員
猪股和雄
賛成者 久喜市議会議員
上條哲弘
杉野修
田村栄子

久喜市議会議長 春山千明 様

再生可能エネルギー主力電源化の実現を求める意見書

経済産業省は7月に「第6次エネルギー基本計画」の素案を公表し、2021年中の策定をめざしています。今回のエネルギー基本計画の改訂は、2030年までに温室効果ガスの46%削減、さらに50%以上の削減をめざし、2050年カーボンニュートラル達成へ向けた道筋を示すものとなります。

素案は、再生可能エネルギーについて「主力電源として最優先の原則の下で最大限の導入に取り組み」と明記したものの、電源構成案では2030年度の総発電量に占める再生可能エネルギーの割合は36～38%とされました。従来の計画からは大幅に引き上げられましたが、欧州などの先進諸国に比べて低い水準にとどまっています。

世界的にみると、COPに参加する多くの国々で再生可能エネルギーが最も安価な電源になっていて、これら諸国では2030年50～74%の高い目標を定めています。デンマークやスウェーデンなどは100%再生可能エネルギーを目標にし、コスタリカやノルウェーはすでに再生可能エネルギー100%を実現したとされています。日本でも今後、太陽光や風力発電が最も低コストの電源になると試算されており、急速なエネルギーシフトが進むことは確実です。

日本では2020年度の再生可能エネルギーの電力割合は21.7%となりました。これは2030年度に22～24%としてきた現行目標を5年間でほぼ達成しつつあることを意味し、より積極的な高い目標の設定は可能です。

今年11月にはCOP26の開催が予定されており、各国の2030年および2050年への気候危機戦略が問われることとなります。日本においても世界的潮流を捉え、

2050年カーボンニュートラルの実現にむけ、再生可能エネルギーを主力電源に選択していくことが求められます。

久喜市議会は、2021年6月定例会において、「再生可能エネルギー主力電源化の実現にむけ国への意見書提出を求める請願」を採択したことを踏まえ、政府に対し、以下について実現するよう求めます。

記

- 1 2030年エネルギー基本計画で再生可能エネルギーの電力目標を60%以上、2050年度100%とすること。
- 2 国は、脱炭素社会に向けて、再生可能エネルギー主力電源化の実現に向けた推進と政策転換を早急にすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久 喜 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣
経 済 産 業 大 臣 あて
環 境 大 臣

意見第10号

幼稚園・保育園の保育士等の処遇改善等を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年9月14日

提出者 久喜市議会議員
園部 茂雄
賛成者 久喜市議会議員
宮崎 利造
井上 忠昭
斉藤 広子
川辺 美信
渡辺 昌代

久喜市議会議長 春山千明様

幼稚園・保育園の保育士等の処遇改善等を求める意見書

保育士等の処遇改善等、総合的な取組をさらに推進するよう強く要望する。

子ども・子育て支援法の一部改正により、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施され、保育需要が増大し、保育士の確保は喫緊の課題となっている。厚生労働省は令和2年12月、待機児童の解消を目指す「新子育て安心プラン」を公表し、保育コンシェルジュによる相談支援の拡充など地域の特性に応じた支援の実施や、保育補助者や短時間勤務の保育士の活躍促進などによる保育士の確保、幼稚園の空きスペースやベビーシッターなど地域のあらゆる子育て資源の活用などを進めて、4年間で約14万人の保育の受け皿を確保していくこととしている。

一方で、厚生労働省が平成29年に発表した「保育人材確保のための『魅力ある職場づくり』に向けて」によると、保育士養成施設で保育士資格を取得しても、実際に保育所に就職するのは約半数にとどまり、早期離職の傾向も顕著となっている。また保育士としての就業を希望しない理由として、働く職場の環境改善に関する項目としては、「賃金が希望と合わない」が最も多く、「休暇が少ない・休暇が取りにくい」も上位となっている。

乳幼児期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいことから、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を安定的に提供し、子どもの健やかな成長や発達を支える環境の整備が必要であり、保育士が継続的に安心して

て就労できる環境を整備し、正規雇用保育士人材を確保することも不可欠である。よって、国においては、保育料の無償化を実施する以上、保育士等の処遇改善等、総合的な取組をさらに推進するよう、次の事項について措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 保育士等職員の配置基準金の改善、賃金の引き上げを可能とする公定価格の引き上げ等処遇改善のための必要な措置を講ずること。
- 2 保育士等の仕事と家庭・子育ての両立や職場復帰のための支援制度を拡充するとともに、必要な財源を十分に確保すること。
- 3 幼児教育・保育の質を確保するための必要な措置と総合的な財政支援を講ずること。
- 4 支援を要する子ども達の増加傾向がある中、障害認定の認証を拒む傾向も多く、保育士の負担増から、加配保育士制度の改善を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣
(少子化対策)

あて

意見第11号

生活保護制度に夏季加算新設を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2021年9月14日

提出者 久喜市議会議員
平 間 益 美
杉 野 修
石 田 利 春

久喜市議会議長 春 山 千 明 様

生活保護制度に夏季加算新設を求める意見書

新型コロナウイルス感染症拡大によるいわゆるコロナ禍の中、本年も大変な猛暑が続いた。

総務省・消防庁によると、今年8月の第1週における熱中症による救急搬送人員数は、5,831人であり、2020年の同時期の搬送数が2,967人なので、ほぼ2倍近い搬送数である。累計の人数は2万8,526人となっている。また、65歳以上の高齢者が55%以上を占め、発生場所は、住居が約40%を占めている。

高温多湿の部屋での熱中症対策としてエアコンの活用が効果的であるが、生活保護制度の利用者には、現実問題として、電気代が負担となっている。厚生労働省は、熱中症による健康被害が多く報告されていることを踏まえ、平成30年6月に生活保護利用者へ一定の条件を満たす場合にエアコン等の冷房機器購入費と設置費用の支給を認めている。しかしながら、暖房代などの支出に対応する冬季加算は認められているが、夏季加算については認められていない。

よって、猛暑から生活保護制度利用者の命と健康を守るために、生活保護制度に夏季加算を新設することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久 喜 市 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あて
厚 生 労 働 大 臣

意見第12号

「重症者以外は原則自宅療養」とする政府の新方針を撤回するよう求める
意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2021年9月14日

提出者 久喜市議会議員
渡 辺 昌 代
石 田 利 春
賛成者 久喜市議会議員
川 辺 美 信

久喜市議会議長 春 山 千 明 様

「重症者以外は原則自宅療養」とする政府の新方針を撤回するよう求める
意見書

いま我が国は、新型コロナウイルス感染症の爆発的感染拡大の中で、「医療の崩壊」という重大な局面を迎えている。8月3日、政府は新型コロナウイルス感染症で入院する対象者を、重症者や重症化リスクがある人に狭め、それ以外は「自宅療養を基本」とする新しい方針を決めた。政府は当初、「入院制限方針」ともいえる大転換の理由について、「感染急拡大の地域では、宿泊療養病床が確保できていないので、入院を絞り込み、必要な病床を確保するため」としていた。しかし、発表の直後から、多くの自治体や、医療関係者、患者と家族など、各方面からの「これでは、入院や施設療養を制限し、いのちを危険にさらすことになり、守れる命も守れなくなる」との反発や批判が相ついだ。

その結果、政府・厚労省も「自宅療養および入院の該当基準」については、当初の「重症患者を除き、自宅療養を基本とする」から「中等症は基本的に入院。軽症でも悪化の可能性が高いと医師が判断すれば入院」と解釈を変更して来た。

しかし新たにインド由来の変異株の問題がある。いま猛威を振るっているデルタ株は、「無症状者や軽症者が短期間で悪化すること」が特徴であり、最近の事例では、自覚症状が顕著でなくても病状が急変して悪化するケースが数多く報告されている。自宅療養の現状では、こうした病状の急激な変化に患者・家族が対応することは困難である。

これまで首都圏を中心として、自宅療養者の在宅死事案が相次いで報道されている。こうした悲劇を繰り返さないことが重要である。現状では、病床数確保が必要数に追い

ついておらず、保健所も自宅療養患者に必要な連絡を取ることさえ、限界にきているとも言われている。また、すぐに「在宅患者への往診」などの体制がとれる地域も限られている。

いま、安心して自宅療養できる仕組みが万全とは言えない中での新方針「入院制限」はあまりにも無責任と言わざるを得ない。政府・厚労省もこの間、幅広い分野からの批判の下に、解釈を手直ししてきたが、当初の「重症者以外は原則、自宅療養」という立場を未だ正式には撤回をしていない。患者を初め、医師会も、与野党も撤回の要求で一致している。政府は、速やかな撤回をするよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
厚生労働大臣

意見第13号

安易な「病床削減」「医療従事者長時間労働」ではなく地域・医療職場の
自主性を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2021年9月14日

提出者 久喜市議会議員
川 辺 美 信
賛成者 久喜市議会議員
杉 野 修
猪 股 和 雄
田 村 栄 子

久喜市議会議長 春 山 千 明 様

安易な「病床削減」「医療従事者長時間労働」ではなく地域・医療職場の
自主性を求める意見書

「病床がひっ迫している」「医療従事者が確保できない」というコロナ感染症の最中の2021年5月に、医療法等一部改正法が可決されました。この法は、消費税財源を使い、「病床削減・病院統廃合」を進めるために、交付金で財政支援するというものです。

その交付金は、病床稼働率が高い病院ほど一床当たりの単価を引き上げるものであり、強引に行うと日常的に「医療ひっ迫」「入院受入れ困難」な状況になりかねません。

また、日本の医師養成数はOECD諸国では最低数であり、医師不足は地方において顕著に表れています。さらに、医師の長時間労働も問題とされている中で、36協定では過労死ラインを超える年960時間だけでなく、年1,860時間まで追認している状況もあります。労使協定である36協定は、いうまでもなく労使間で時間外労働の限度を決めるものです。

つきましては、政府におかれましては、安全な地域医療と医師などの医療従事者を疲弊させないため、下記の事項を実現されるよう強く要望します。

記

- 1 医療法等一部改正法にかかわる「病床削減・病院統廃合」は、国が強制すべきものではなく、地域医療と医療職場の実情と自主性を尊重されること。
- 2 医療職場における36協定は、「厚生労働省通達の過労死ライン」を超える内容を安易に締結させず、よりゆとりある人員と安全な医療環境をめざすことを指導すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 あて
財務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

意見第14号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年9月14日

提出者 久喜市議会議員

宮崎利造

上條哲弘

岡崎克巳

杉野修

猪股和雄

久喜市議会議長 春山千明 様

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイ

ルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。

- 3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官 あて
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣
経済再生担当大臣